

つきづき しはら 月々の支払いがきちんと
じんぱい できているか心配……。

ふくし 福祉サービスを利用する
りょう にはどうしたらいいの？

つうちょう いんかん 通帳や印鑑をどこに置い
わす たか忘れてしまう……。

ふくし 福祉サービスの利用や日常的な
りょう にちじょうてき
きんせんかんり ふあん かたがた すな ちいき
金銭管理などに不安がある方々が住み慣れた地域で
あんしん く てつだ
安心して暮らせるようお手伝いします。

「日常生活自立支援事業」 のぞ案内

ふくし 福祉サービスの
りょうえんじょ 利用援助！

しょるいとう 書類等の
あず お預かり！

にちじょうてき 日常的な
きんせん かんり 金銭の管理！

しゃかい ふくしきょうぎかい
社会福祉協議会（専門員・生活支援員）

しゃかい ふくし ほうじん
社会福祉法人

ふくおかけんしゃかいふくしきょうぎかい
福岡県社会福祉協議会

Q

どんな人が利用できますか？

A

認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などが利用できます。

※この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。

※どのくらい判断能力があるかは、「契約締結判定ガイドライン」で確認します。

※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症と診断を受けている方に限られるものではありません。

※施設や病院に入所、入院された場合でも利用できます。



Q

どんなサービスがありますか？

A

次のようなお手伝いをします。

福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるよう相談を受けます。

福祉サービスを利用するにはどうしたらいいの？



●福祉サービスの情報提供、助言、利用する（やめる）ための手続き。

●福祉サービスについて不満があるとき、苦情解決制度を利用する手続きのお手伝い。

×【お手伝いできること】買い物支援、保証人、施設や病院の入所・入院の手続き、死後事務。

日常的な金銭の管理

毎日の生活に欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。

月々の支払いがきちんとできているか心配…。

●年金や福祉手当等の受領に必要なお手伝い。



●生活費の定期的なお届け、お金の使い方についての相談、助言。

●福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃などの支払いのお手伝い。

×【お手伝いできること】預金の資産運用や確定申告、債務整理にかかる手続き。



書類等のお預かり

大切な書類や印鑑、証書などを安全にお預かりします。

通帳や印鑑をどこに置いたか忘れてしまっ…。

●保管できるもの

年金手帳・証書、預貯金通帳、登記識別情報通知書、印鑑、キャッシュカードなど

×【保管できないもの】宝石、書画、骨董品、貴金属類、家の鍵など



Q

ひ ょう 費用はかかりますか？

A

そ う だ ん む り よ う け い や く ご り よ う り よ う あ づ り よ う ひ つ よ う
相 談 は 無 料 で す が、 契 約 後 は 利 用 料 や 預 か り 料 が 必 要 で す。

○ た だ し、 生 活 保 護 を 受 け て い る 方 は、 す べ て 無 料 で す。



利 用 料

1 時 間 ま で	1,000 円
1 時 間 を 超 え て 1 時 間 30 分 ま で	1,350 円
1 時 間 30 分 を 超 え て 2 時 間 ま で	1,700 円
2 時 間 を 超 え て 2 時 間 30 分 ま で	2,050 円
2 時 間 30 分 を 超 え て 3 時 間 ま で	2,400 円
3 時 間 を 超 え た 場 合	2,750 円

預 か り 料

す し ち ょ う そ ん し ゃ か い ふ く し き ょ う ぎ か い あ づ ば あ い
お 住 ま い の 市 町 村 の 社 会 福 祉 協 議 会 で お 預 か り す る 場 合

に ち じ ょ う て き き ん せ ん か ん り し ょ る イ と う あ づ
日 常 な 金 銭 管 理 に か か る 書 類 等 を 預 か り す る 。

よ ち ょ き ん つ う ち ょ う つ う ち ょ う い ん
(預 貯 金 通 帳 、 通 帳 印 な ど)

ま ん え ん い な イ よ ち ょ き ん つ う ち ょ う か ぎ
※ 50 万 円 以 内 の 預 貯 金 通 帳 に 限 り す る 。

つ き	350 円
ね ん	(年 4,200 円)

ぎ ん こ う か し き ん こ と う あ づ ば あ い
銀 行 の 貸 金 庫 等 で お 預 か り す る 場 合

ふ だ ん と あ つ か た し ょ る イ と う あ づ
普 段 取 り 扱 わ な い そ の 他 の 書 類 等 を 預 か り す る 。

ね ん き ん て ち ょ う し ょ う し ょ よ き ん つ う ち ょ う と う き し キ べ つ じ ょ う ほ う つ う ち し ょ
(年 金 手 帐 ・ 証 書 、 預 金 通 帳 、 登 記 識 别 情 報 通 知 書 、

じ つ い ん 実 印 、 キ ャ ツ シ ュ カ ド な ど)

ま ん え ん い な イ よ ち ょ き ん つ う ち ょ う か ぎ
※ 500 万 円 以 内 の 預 貯 金 通 帳 に 限 り す る 。

つ き	250 円
ね ん	(年 3,000 円)



Q

どうすれば利用できますか？

A

まずは粕屋町社会福祉協議会へご相談ください

り よう し えん かい し なが 利用（支援）開始までの流れ

相談受付



お住まいの市町村の社会福祉協議会にご相談ください

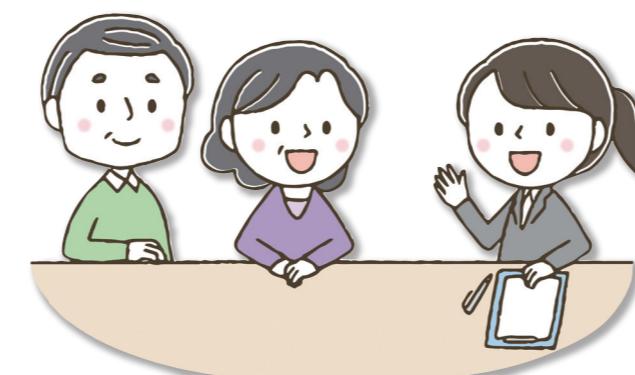
- 本人以外でも、家族など身近な方、福祉サービス事業者、民生委員など、どなたでも構いません。
- プライバシーに配慮し、相談内容の秘密は守ります。

訪問調査

専門員が自宅・病院・施設を訪問し、相談にのります

- 本人の困りごとや契約意思、契約能力の確認をします。
- 契約能力の確認が難しい場合は、「契約締結審査会」で審査します。

支援計画作成



本人の希望を聞き、話し合って支援計画をつくります

- 困っていることや希望を確かめながら、話し合って支援計画をつくります。

契 約

利用契約を締結します

- 契約は、内容に間違いがない場合は、本人と社会福祉協議会とで行います。



支援開始

サービスを開始します

- 支援計画に沿って、生活支援員がサービスを提供します。

*ここから利用料・預かり料が発生します。



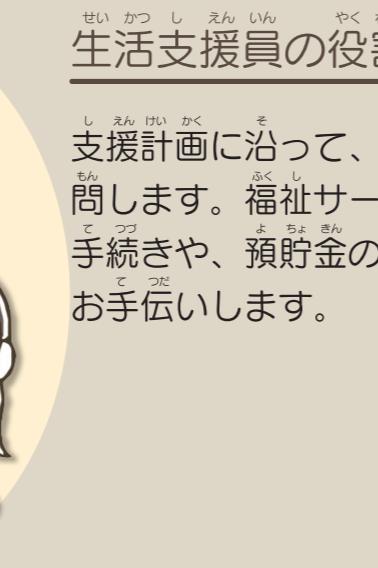
専門員の役割

困りごとや悩みについて相談を受けます。
そして本人の希望をもとに適切な支援計画を作り、契約をします。サービスの利用を始めてからも、心配な点があればいつでも相談を受けます。



生活支援員の役割

支援計画に沿って、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや、預貯金の出し入れをお手伝いします。



契約締結審査会とは

弁護士、医師、社会福祉士などの専門家で構成され、本人の契約能力や判断能力の確認が必要な場合、専門的な立場で契約可否等を審査します。
また、よりよい支援のため、専門員や生活支援員への助言も行います。



安心してご利用いただくために

ふくおかけんうんえいてきせいかいいんかい
福岡県運営適正化委員会（☎ 092-915-3511）

じきょうてきせつうんえいかくほ
この事業の適切な運営を確保するため、法律・医療・福祉の
せんもんかじきょうせんばんかんしおこな
専門家が事業全般の監視を行っています。また、利用者からの
くじょうそうだんうつまどぐちせつち
苦情相談を受け付ける窓口も設置しています。このお手伝い
ふまんとうときしゃかいふくしきょうぎかいれんらく
に不満等がある時は、まずは社会福祉協議会に連絡ください。



成年後見制度について

にちじょうせいかつじりつしえんじきょうほんにん
日常生活自立支援事業は、本人にこのサービスを利用する意思があり、契約内容
ていどりかいかたしゃかいふくしきょうぎかいたいとうたちばけいやく
がある程度理解できる方と社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提で
りかいりよくていかしゃかいふくしきょうぎかい
す。理解力の低下などにより、社会福祉協議会との契約可能な判断能力がなくなつ
ぱあいせいねんこうけんせいどりよう
た場合には「成年後見制度」が利用できます。

せいねんこうけんせいどはんだんのうりょくいちじるふじゅうぶん
成年後見制度とは、判断能力が著しく不十分になられた方(認知症高齢者、知的障
がいしゃせいしんしょうがいしゃほござさせいどはんだんのうりょく
害者、精神障害者など)を保護し、支えるための制度です。判断能力の程度により「後
けんほさほじょわ
見」「保佐」「補助」の3つに分かれています。

はんだんのうりょくふじゅうぶん
また、判断能力が不十分になったときに、あらかじめ契約を結んでおいた任意後
けんにんほんにんえんじょにんいこうけん
見人が本人を援助する「任意後見」もあります。

成年後見制度に関するお問合せ先

ふくおかかていさいばんしょこうけん
●福岡家庭裁判所後見センター

092-981-9606

ごうえきしゃだんほうじんせいねんこうけん
●公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート福岡支部
(福岡県司法書士会)

092-738-1666

こうれいしゃしょうがいしゃそうごうしえん
●高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」(福岡県弁護士会)

092-724-7709

ふくおかこうえきしゃだんほうじんふくおかけんしゃかいふくしきかい
●ぱあとなあ福岡(公益社団法人 福岡県社会福祉士会)

092-483-2941

いつばんしゃだんほうじんしゃろうしせいねんこうけん
●一般社団法人 社労士成年後見センター福岡

092-414-8775

せいねんこうけんしえん
●成年後見支援センター(九州北部税理士会)

092-433-2366

いつばんしゃだんほうじん
●一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター福岡県支部
(福岡県行政書士会)

092-641-2501

事例

80歳の女性Aさんは、年金を受給しながら、一人で在宅生活をしています。

訪問販売業者が何度も家に来ているのを見かけた近所の方が、状況を確認すると、家の中に開封していない段ボールが多くあり、不要なものを買わされているようでした。本人は、だまされたことを理解できていないため、今後、安心して生活できるように、社会福祉協議会に相談がありました。



援助内容

生活について

料理や掃除が十分にできていなかったため、ホームヘルプサービスなどの利用について話し合い、介護保険の申請のことも含めて、ケアマネジャーを調整することとしました。

「ひとり暮らしで話し相手がない」というAさんの訴えにより、近所で行われているふれあいきいきサロンの紹介や、社協ボランティアセンターに登録している傾聴ボランティアの調整も行いました。

悪質な訪問販売から守るため、民生委員・児童委員や近所の方に見守りをお願いしました。



日常的なお金の管理について

公共料金の支払いを忘れ、滞納する事があるため、引き落としの手続きを行いました。食費等の必要経費を考えながらお金を使うことが難しくなったため、毎月定期的に生活費を届けることとしました。

書類等預かりサービスについて

物忘れが多くなり、通帳や印鑑の保管場所が分からなくなることがあるため、預かりサービスを利用することとしました。

そ う だ ん う け つ け ま ど ぐ ち
相談受付窓口

しゃかいふくしほうじん かすやまちしゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会

でんわ
電話:092-938-6844

じゅうしょ かすやぐんかすやまちちょうじやばるひがしろくちょうめ ばん ごう
住所:糟屋郡粕屋町長者原東六丁目5番10号

うけつけじかん げつ きんようび へいじつ
受付時間:(月～金曜日(平日のみ) 9:00～17:00)

きがる そ う だ ん
お気軽にご相談ください。